

名古屋市教育委員会告示第10号

博物館の登録について

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をしました。

令和7年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

- 1 登録年月日  
令和7年3月26日
- 2 登録番号  
第2号
- 3 設置者の名称及び住所  
名古屋市  
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 4 博物館の名称及び所在地  
名古屋市科学館  
名古屋市中区栄二丁目17番1号

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課